

船橋市社会福祉協議会権利擁護支援事業助成交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法第109条において、地域福祉を推進するための中核となるべき団体として位置づけられている、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、権利擁護支援を推進し、地域共生社会の実現に寄与することを目的に、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、権利擁護に関する事業（日常生活自立支援事業）の人件費の一部を助成交付金として交付する。

(交付対象職員、対象経費及び交付金額)

第2条 第1条に規定する助成交付金の交付対象となる市社協の職員、対象経費及び交付金額は次のとおりとする。

対象職員	対象経費	交付金額
嘱託職員（日常生活自立支援事業における常勤の生活支援員）	賃金、各種手当（ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を除く）、各種社会保険料、退職積立掛金	予算の範囲内で市長が認めた額

(交付申請)

第3条 助成交付金の申請については、規則第3条の規定により行うものとし、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第4条 市長は、規則第6条の規定により、補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）をもって市社協に交付の決定を通知するものとする。

(実績報告)

第5条 市社協は、年度終了後に、規則第12条の規定により、補助事業等実績報告書（規則第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に実績報告をしなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第6条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書（規則第6号様式）をもって市社協に交付額の確定を通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 市社協は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（規則第7号様式）に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

2 市社協が、補助金の交付について年度内に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。